

非管理

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

# 構造計算適合性判定(任意)業務約款

令和8年3月17日制定

**(総則)**

第 1 条 建築主（以下「甲」という。）及び一般財団法人日本建築センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）を遵守し、この構造計算適合性判定（任意）業務約款（構造計算適合性判定（任意）申請書（以下「申請書」という。）並びに構造計算適合性判定（任意）受付書（以下「受付書」という。）を含む。以下同じ。）及び公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターの構造計算適合性判定（任意）業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 甲は、次の各号に掲げる図書等を乙に提出するものとする。

(1) 申請書の正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 3 条の 7 第 1 項第一号イ及びロ、第二号、第三号並びに第四号に規定する図書及び書類を添えたもの（以下「判定申請図書等」という。）

(2) その他乙が必要と認めて示した書類

3 この契約は、判定申請図書等の提出後、乙が甲に受付書を交付した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が申請書の第一面に受付印を押印し、その写しを甲に交付した場合は、その写しをもって受付書に代えることができるものとし、この場合のこの契約の締結日は、乙が受付印を押印した日とする。

4 乙は、平成 19 年国土交通省告示第 835 号を準用し、善良なる管理者の注意義務をもって、受付書（前項の写しを含む。以下同じ。）に定められた建築物（以下「対象建築物」という。）の計画に係る任意の構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を行い、甲に対し、法第 6 条の 3 第 1 項に基づく特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第 20 条第 1 項第三号イに定める基準（国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものを除く）に適合する場合は適合判定（任意）通知書を、適合しない場合は適合しない旨の通知書を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。

5 乙は、甲から判定の結果及び方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

6 甲は、別に定めた構造計算適合性判定（任意）業務手数料規程に基づき算定され、受付書に記載された額の手数料（以下、「判定手数料」という。）を、第 3 条第 1 項に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

7 この契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによる。

**(業務期日)**

第 2 条 乙の業務期日は、当該判定の申請を受付けた日から 49 日目の日とする。

2 前項の当該判定の申請を受付けた日は、判定申請図書等が乙に到達し、業務規程第 9 条第 3 項に規定する事項を乙が確認した日とする。

3 業務規程第 9 条第 4 項の規定により乙が甲に判定申請図書等の補正を求めた場合は、前項の規定は、同項中「判定申請図書等」とあるのを「補正後の判定申請図書等」と読み替えて適用する。

4 業務規程第 11 条第 6 項の規定により乙が甲に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を交付した場合は、この通知書が甲に到達した日から、補正された判定申請図書等又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書が乙に到達した日までの日数を、第 1 項の期間に含めないものとする。

5 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、輸送機関の事故、輸送・宿泊機関のサービス提供中止その他の不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由によって、第 1 項に定める業務期日までに前条第 4 項の適合判定（任意）通知書又は適合しない旨の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）を交付することができない場合には、甲に対し、その理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長期間その他の必要事項については甲乙協議して定める。（ろ）

6 第 5 項の場合、乙が業務期日を延長したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

**(支払期日)**

- 第 3 条 乙は、受付書を交付した後、速やかに請求書を甲に送付するものとし、甲の支払期日は、請求書に記載の支払期日とする。
- 2 乙は、甲が前項の期日までに判定手数料を支払わないときは、甲に対し、判定手数料額に年 14.6%の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延損害金として請求することができる。
- 3 第 1 項の規定は、甲乙で別に定めている方法による場合はこの限りでない。

**(甲の義務)**

- 第 4 条 甲が乙に提出する判定申請図書等（第 2 条第 4 項による補正された判定申請図書等又は追加説明書を含む）の記載事項は、対象建築物の法第 6 条第 1 項及び法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認並びに法第 18 条第 2 項及び第 4 項に規定する通知（以下「建築確認等」という。）を行う建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関に提出する施行規則第 1 条の 3 に規定する確認申請書、意匠図、構造図及び構造計算書（以下「確認申請図書等」という。）の記載事項と整合させなければならない。
- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の判定の業務遂行に必要な範囲内において、当該判定の申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 乙が判定に係る審査の実施において、当該判定の申請に係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書により、甲に対してその旨及びその理由を通知したときは、甲は、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
- 4 前項の場合において、判定申請図書等に不備がある場合又は判定申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合は、甲は、当該判定申請図書等の補正又は当該判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出を乙が甲に対して定めた期限までに遅滞なく行わなければならない。
- 5 甲は、前各項の場合において、対象建築物の建築確認等を行う建築主事等又は指定確認検査機関の協力を得るよう努めるものとする。

**(適合判定通知書等の取扱い)**

- 第 5 条 甲は、適合判定通知書等の全部又は一部を、訴訟、調停などにおける証拠、その他紛争解決のための手段として使用してはならない。
- 2 乙は、乙の行った判定の結果において、公正な業務を実施するために国土交通省、特定行政庁等の行政機関又は裁判所等から業務に関する報告などを求められた場合には、適合判定通知書等の内容、判断根拠その他の情報について報告等を行うことができる。

**(乙の債務不履行責任)**

- 第 6 条 甲は、乙がこの契約に定める債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、その効果がこの契約に定められているもののほか、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

**(甲の債務不履行責任)**

- 第 7 条 乙は、甲がこの契約に定める債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、その効果がこの契約に定められているもののほか、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

**(判定の結果に対する乙の責任)**

- 第 8 条 甲は、第 6 条の定めに係わらず、適合判定通知書等の交付後に誤りが発見され、乙がこの契約、取引上の社会通念及び判定の業務を行った時点の技術水準に照らして乙の責めに帰すべき事由により、この契約に定める債務の本旨に従った履行をせず（以下「乙帰責に基づく債務不履行」という。）それによって判定の結果に誤りが生じてい

ること（以下「乙帰責に基づく債務不履行による判定の結果の誤り」という。）が判明した場合、乙に対し、乙帰責に基づく債務不履行による判定の結果の誤りによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が第 3 項で定める通知をしなかったときは、当該通知をしていれば生じなかったと認められる損害については、この限りでない。

- 2 前項の請求は、適合判定通知書等の交付日から 5 年以内に行わなければならない。
- 3 甲は、適合判定通知書等の交付日以降に、乙帰責に基づく債務不履行による判定の結果の誤りがあることを知ったときは、遅延なく、当該判定の結果の誤りの内容を乙に通知しなければならない。
- 4 第 1 項ただし書き及び前項の規定は、適合判定通知書等の交付日の時点で、乙が乙帰責に基づく債務不履行による業務の結果の誤りがあることを知っていたときは、適用しない。
- 5 第 1 項の請求額の上限は、判定手数料の 10 倍までとする。

#### （甲の解除権）

第 9 条 甲は、乙に債務の不履行があった場合（甲の責めに帰すべき事由によるものを除く。）において、乙に書面をもって、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 甲は、次の各号の一に該当する場合（甲の責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、前項の催告をすることなく、直ちに乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
  - (1) 乙が、第 2 条 1 項に掲げる業務期日（同条第 4 項もしくは同条第 5 項の規定に基づいて延長される場合は、当該延長された日）までに第 1 条第 4 項に定める判定の業務を完了できないとき
  - (2) 乙の債務の履行が不能であるとき
  - (3) 前各号のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- 3 第 1 項及び第 2 項に規定する場合のほか、甲は、乙が適合判定通知書等を交付するまでの間、いつでも乙に書面をもって判定の申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の契約解除の場合、甲は、判定手数料が既に支払われているときは当該判定手数料相当額の金員の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 5 第 1 項及び第 2 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。ただし、乙の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 第 3 項の契約解除の場合、乙は、判定手数料が既に支払われているときは当該判定手数料相当額の金員を甲に返還しない。また、判定手数料が未だ支払われていないときは、乙は当該判定手数料の支払いを甲に請求することができる。
- 7 第 3 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、乙に不利な時期にこの契約を解除したときは、やむを得ない事由があったときを除き、乙の損害を賠償しなければならない。

#### （乙の解除権）

第 10 条 乙は、甲に債務の不履行があった場合（乙の責めに帰すべき事由によるものを除く。）において、甲に書面をもって、乙が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 乙は、次の各号の一に該当する場合（乙の責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、前項の催告をすることなく、直ちに甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
  - (1) 第 4 条第 4 項に掲げる場合において、定められた期限までに補正された判定申請図書等又は追加説明書が提出されないとき

- (2) 甲が、正当な理由なく、第 3 条第 1 項に掲げる判定手数料を同項に定める支払期日までに支払わない場合
  - (3) 甲が第 4 条各項に定める義務を履行しなかったことその他この契約に違反したことにより、第 2 条第 1 項に掲げる業務期日（同条第 4 項もしくは同条第 5 項の規定に基づいて延長される場合は、当該延長された日）までに第 1 条第 4 項に定める判定の業務を完了することができないとき
  - (4) 甲の債務の履行が不能であるとき
  - (5) 甲がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - (6) 前各号のほか、甲がその債務の履行をせず、乙が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- 3 第 1 項及び第 2 項の契約解除の場合、乙は、判定手数料が既に支払われているときは当該判定手数料相当額の金員を甲に返還しない。また、判定手数料が未だ支払われていないときは、乙は当該判定手数料の支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、甲の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

#### (電子申請)

- 第 11 条 甲の判定の申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、法令の規定に基づき交付する処分通知等及び法令の規定によらない書面等について、識別番号及び暗証番号の入力等により甲が接続する電子情報処理組織にて交付を行う。なお、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。
- 2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとする。なお、当該電磁的記録に付与した電子署名の有効性が確認できる期間の延長は行わない。
- 3 乙は、電子申請に係る電磁的記録が、業務規程第 4 条に規定する判定の業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に到達した場合は可及的速やかに、業務時間外に到達した場合は翌営業日の業務時間内に、業務規程第 9 条第 3 項に規定する審査を開始するものとする。
- 4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第 5 条に規定する事務所とする。

#### (秘密保持)

- 第 12 条 甲及び乙は、この契約を履行する上で知り得た相手方の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。ただし、対象建築物の建築確認等を行う建築主事等又は指定確認検査機関に対し、業務規程第 11 条第 9 項又は第 14 条第 3 項の通知を行う場合、その他、円滑な判定の業務遂行に必要な場合においてはこの限りではない。

#### (反社会的勢力の排除)

- 第 13 条 甲及び乙は、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者も含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何ら催告を要せずに、この契約を解除することができる。
- (1) 自己又は自己の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力に属すると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 自己又は自己の役員が反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 自己又は自己の役員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
  - (5) 自己又は自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

3 甲又は乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何ら賠償ないし補償すること  
は要せず、また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、解除された方はその損害を賠償するものとする。

**(判定の申請の取り下げ)**

第 14 条 適合判定通知書等の交付前に、甲が対象建築物の計画を変更する場合、甲は当該判定の申請を取り下げ  
なければならない。

2 前項の判定の申請の取り下げがなされた場合は、第 9 条第 3 項の契約解除があったものとする。(ろ)

**(権利の譲渡)**

第 15 条 甲は、乙の書面による合意を得ることなく、この契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡することはできな  
い。

**(別途協議)**

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に  
則り協議の上定めるものとする。

**(準拠法と紛争の解決)**

第 17 条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。

2 この契約に関する一切の紛争に関しては、鹿児島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。